

大野城市防災器具購入費等補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 17 日

要綱第20号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時の二次災害等を防止し、市民の安全を確保するため、感震ブレーカー若しくは家具転倒防止器具又はその両方の購入及び設置（以下「購入等」という。）に要した費用の全部又は一部に対する大野城市防災器具購入費等補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー 地震の揺れを感知し、自動的に電気を遮断する装置のうち、次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付き住宅用分電盤（J W D S 0 0 0 7 付 2）の規格で定める構造及び機能を有するもの

イ 簡易タイプ 感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けたもの（特定の機器の電気のみを遮断するものを除く。）

(2) 家具転倒防止器具 住宅内の家具転倒を防止するために取り付ける器具のうち、次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 家具を柱、壁、天井等に固定するための L 字型金具、突っ張り棒、転倒防止ベルト、転倒防止チェーンその他家具等の転倒防止に有効と認められる器具

イ 家具を柱、壁、天井等に固定せず、アの器具の補助として設置するマットやストッパー等

(3) 自宅等 市内の自らが居住する住宅をいう。

(補助対象防災器具)

第 3 条 補助金の対象となる感震ブレーカー及び家具転倒防止器具（以下「補助対象防災器具」という。）は、前条第 1 号又は第 2 号に該当するものとする。ただし、前条第 2 号イについては、同号アと同時に購入したものに限る。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）申請時に本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記載されており、現に自宅等に居住する者
- （2）自宅等に未使用の補助対象防災器具を新たに購入し設置する者
- （3）市税の滞納がない者
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自宅等に設置する補助対象防災器具の購入等に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、対象としない。

- （1）補助対象防災器具の配送にかかる経費
- （2）補助対象防災器具の保守点検その他維持管理にかかる経費
- （3）補助対象防災器具購入のためのポイント等利用分
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- （1）感震ブレーカーの購入等にかかる経費 当該経費の額とし、8,000円を上限とする。
- （2）家具転倒防止器具の購入等にかかる経費 当該経費の額とし、6,000円を上限とする。
（交付回数）

第7条 補助金の交付は、補助対象防災器具ごとに1世帯につき1回限りとする。ただし、世帯が異なる場合でも、自宅等に同居している場合は、その者も世帯員の1人とみなすこととする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大野城市防災器具購入費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象器具を購入した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- （1）大野城市防災器具購入費等補助金交付請求書（様式第2号）
- （2）設置した補助対象防災器具の品名（型番）が確認できるもの
- （3）補助対象防災器具設置後の写真

- (4) 補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- (5) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書等の写し（補助対象防災器具の設置に工事を伴う場合のみ）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査（必要に応じて行う現地調査を含む。）の上、補助金の交付の可否を決定し、大野城市防災器具購入費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに、補助金の交付を決定した者（以下「交付対象者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付対象者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、施行の日以後に購入した補助対象防災器具について適用する。